

令和 2 年 9 月  
大竹市議会定例会（第 5 回）議事日程

令和 2 年 9 月 9 日 10 時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		一般質問	
第 3	認 第 1 3 号	令和元年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について	生活環境付託 (一 括)
第 4	議案第 7 2 号	令和元年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
第 5	議案第 7 3 号	令和元年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
第 6	議案第 7 6 号	令和 2 年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）	生活環境付託
第 7	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	即 決 (一 括)
第 8	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	
第 9	諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について	
第 1 0	諮問第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について	
第 1 1	諮問第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について	即 決
第 1 2	議案第 6 0 号	公平委員会委員の選任の同意について	即 決
第 1 3	議案第 6 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について	即 決
第 1 4	議案第 6 2 号	教育委員会委員の任命の同意について	即 決
第 1 5	議案第 6 3 号	大竹市印鑑条例の一部改正について	生活環境付託 (一 括)
第 1 6	議案第 6 5 号	大竹市税条例等の一部改正について	
第 1 7	議案第 6 4 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	総務文教付託
第 1 8	議案第 6 6 号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	生活環境付託
第 1 9	議案第 6 7 号	大竹会館条例の一部改正について	総務文教付託 (一 括)
第 2 0	議案第 6 8 号	大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
第 2 1	議案第 6 9 号	工事施行協定の変更について	生活環境付託 総務文教付託 (一 括)
第 2 2	議案第 7 0 号	財産の取得について（高規格救急自動車（車輛））	
第 2 3	議案第 7 1 号	財産の取得について（高規格救急自動車（救急 用資機材））	

第 2 4	議案第 7 7 号	工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（建築主体工事））	生活環境付託
第 2 5	議案第 7 8 号	工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（電気設備工事））	
第 2 6	議案第 7 9 号	工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（機械設備工事））	
第 2 7	議案第 7 4 号	令和 2 年度大竹市一般会計補正予算（第 8 号）	総務文教付託 （一 括）
第 2 8	議案第 7 5 号	令和 2 年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	
第 2 9	令和 2 年請願第 2 号	少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願	総務文教付託

#### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 認第 1 3 号から日程第 6 議案第 7 6 号（説明・付託）
- 日程第 7 諮問第 1 号から日程第 1 4 議案第 6 2 号（説明・表決）
- 日程第 1 5 議案第 6 3 号から日程第 1 6 議案第 6 5 号（説明・付託）
- 日程第 1 7 議案第 6 4 号（説明・付託）
- 日程第 1 8 議案第 6 6 号（説明・付託）
- 日程第 1 9 議案第 6 7 号から日程第 2 0 議案第 6 8 号（説明・付託）
- 日程第 2 1 議案第 6 9 号から日程第 2 6 議案第 7 9 号（説明・付託）
- 日程第 2 7 議案第 7 4 号から日程第 2 8 議案第 7 5 号（説明・付託）
- 日程第 2 9 令和 2 年請願第 2 号（付託）

#### ○出席議員（16人）

1 番	細 川 雅 子	2 番	藤 川 和 弘
3 番	原 田 孝 徳	4 番	小 中 真樹雄
5 番	中 川 智 之	6 番	小田上 尚 典
7 番	賀 屋 幸 治	8 番	北 地 範 久
9 番	西 村 一 啓	1 0 番	和 田 芳 弘
1 1 番	網 谷 芳 孝	1 2 番	児 玉 朋 也
1 3 番	山 崎 年 一	1 4 番	日 城 究
1 5 番	寺 岡 公 章	1 6 番	山 本 孝 三

#### ○欠席議員（なし）

#### ○説明のため出席した者

市 長 入 山 欣 郎

副市長  
教育長  
総務部長  
市民生活部長  
健康福祉部長兼福祉事務所長  
建設部長  
上下水道局長  
消防長  
総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
企画財政課長  
監理課長  
土木課長  
監査委員

太田勲男  
小西啓二  
中村一誠  
三原尚美  
豊原学  
山本茂広  
古賀正則  
佐伯和規  
柿本剛  
三上健  
小田健治  
廻本実  
薬師寺基夫

○出席した事務局職員

議会事務局長  
議事係長

田中宏幸  
加藤豪

10時00分 開議

- 議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、13番、山崎年一議員、14番、日域究議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

- 議長（細川雅子） 日程第2、一般質問を行います。  
9月8日の一般質問を継続いたします。  
8番、北地範久議員。

〔8番 北地範久議員 登壇〕

- 8番（北地範久） 創造と安心・安全のまちづくりを目指す、チーム創安の北地でございます。今日はよろしくお願いいたします。

まず、職員の皆様におかれましては、連日の新型コロナウイルス感染症対策をされる中、日々通常業務もこなしていかなければならないという大変な状況ではございますが、市民の皆様のために健康には十分留意され、頑張ってくださいとお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

さて今回の一般質問は、1点目にコロナ禍で大変な状況の中、計画的に進めていただきたい主要建設事業の進捗状況について、そして、2点目に緊急時に対応できる道路整備についての2点を質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今年4月にスタートいたしました令和2年度も、はや9月という時期となり、今年度も約半分が過ぎようとしています。今年度の一般会計当初予算は、前年度と比較しても約18.7%増の約178億円という過去最大の予算規模でスタートいたしました。

このように大型予算となったのは、本庁舎耐震改修事業や大竹会館改築等事業などが本年度終了するとともに、長年の懸案事項であった大竹駅周辺整備事業や、市役所本庁舎の横に建設される市立保育所等整備事業など、継続して進めている建設事業が本格的に始まることなどで、投資的経費が増えたことも一つの要因となっていることは皆様御承知のとおりでございます。

しかしながら、本年度スタートと前後して、新型コロナウイルス感染症が全世界に蔓延し始め、世の中は一変し始めました。これからどのようになるのか、先行きの見えない不安なスタートとなりました。このような状況の中で、社会経済活動も停滞し、様々な業種が大変な危機に陥り、社会経済状況は混沌としてきているのが現状でございます。

こうして今年度スタートした大型予算ですが、特に計画的に進めるべき建設事業について、当初計画と比べ進捗状況に多少なり変動が出てくるのではないかと。コロナ禍による建設資材や作業員の不足、現場での感染症対策による作業効率の低下など、東京などの都市

圏では影響が出ているという報道も以前ありましたが、地方への影響はと心配して、今回の質問となりました。

先ほども申しましたが、主要事業の中でも昨年度まで既に発注され、継続事業として進められて本年度終了する予定の本庁舎耐震改修事業や大竹会館改築等事業、そして、国の砂防事業に先行して行われる白石墓地移転事業などはある程度完成も間近で、予定が見えているとは思いますが。

しかしながら、今年度既に発注されている立戸地区浸水対策工事、平原川河川改良工事、市営御園集会所建設工事、そして阿多田漁港猪子船揚げ場改築工事などの工事は何とか頑張ってください、今年度中の予定どおりの工期で完了をお願いしたいところですが、今年度4月から本格的に工事をスタートし、令和5年度までの事業となる大竹駅周辺整備事業や、先日入札が終わり、今回定例会に契約の締結についての議案が提出されている、令和4年4月に開設を目指す市立保育所等整備事業の（仮称）おがたこども園建設工事など、長期にわたる継続事業、そして、まだ発注がされていないとは思いますが、晴海臨海公園整備事業や、猪子東浮棧橋補修工事。また、昨日も質問がありましたが、このたびの議会報告会で地域住民からも早期着工の要望が多かった新町雨水排水ポンプ場に関する業務委託などについて、コロナ禍による影響や現時点でまだ発注されていない事業について、残り半年となった工期も心配でございます。

これらは全ての事業を挙げているわけではありません。ほかにもたくさん事業があります。今年度実施予定の事業について、コロナ禍の影響も含め、進捗状況がどのようになっているのかを質問させていただきます。

次に2点目となりますが、緊急時に対応できる道路整備についてお伺いいたします。先々月、7月24日に防鹿地区において、国道186号線と県道乙瀬小方線が、大雨の影響で斜面が崩壊し、土砂が路面を塞ぎ、通行止めとなる災害が起きたことは、皆様ニュースなどで聞かれたことと思います。この路線は山陽・山陰をつなぐ重要路線でもあり、地域で言えば栗谷地区や川手地区、あるいは岩国市美和地区の皆さんの生活路線としても日常利用する、大切な路線であり、私自身この通行止めのニュースは大変なことになったと思ひ、びっくりいたしました。

とはいえ幸いなことに、山口県側にはなりますが、小瀬川右岸沿いに道路があり、これを迂回路として利用できることで、たちまちの難を逃れることができたように思いましたが、この道路は離合も難しく、現在のようなスムーズな通行はできませんでした。しかしながらこの通行止めも、県や市の職員の皆さんの素早い対応ということもあって、2日間で通行止めは解除されました。

このように、災害があっても迂回できる道路があればたちまちはいいいのですが、迂回路がない場合に大変なことは、誰もが理解されることだと思ひます。以前この現場の上流部、国道186号の弥栄地区でののり面崩壊があり、長い間通行止めとなり、大変不便を感じた記憶もあります。

そのようなこともありましたが、現在あるそのほかの地区でも、例えば先ほどの弥栄地区も含め、国道186号の安条地区より上流の地区、あるいは玖波地区の県道大竹湯来線の

大人原地区。このあたりでのり面崩壊があった場合どうなるのか。迂回路も大変厳しい地区で、現状では大変心配するところです。これらのことを考えると、緊急時における迂回路的要素も含み、生活道路としても利用できるような道路整備は、できることならぜひ必要だと思っているところでございます。

以前、平成3年の台風19号、平成11年の台風18号、そして平成16年の台風18号、平成17年の台風14号、平成18年の台風13号と、3年続けて大型の台風などが襲来したことがありました。この台風の襲来ごとに、強風による海からの高波に通行を妨げられ、国道2号は岩国市装束の新港付近や、玖波や大野の鳴川付近では、玖波付近から廿日市市の丸石付近まで通行止めになったことがありました。国道2号が通行止めなら、迂回路として高速道路と思われるのですが、既にその時点で高速道路は雨や強風により通行止めになっていました。当然、JR山陽本線も運休となっていました。

大竹市は陸の孤島状態となって、台風の被害も含め、地域の交通や生活の麻痺は大変なものでした。一昨日も国道2号が玖波丸石間で高波により通行止めとなりましたが、高速道路は通行止めにならず、混乱は回避できましたが、迂回路となった現状の裏道は大変な渋滞になったと聞いております。

そのような経験からも、玖波地区や鳴川地区の国道2号と高速道路の間に道路が1本あればということは、市長も思われていたことと思います。その後、高速道路の側道などを利用して、道路整備をという計画があるようなことを聞いていましたが、具体的な話や計画はなかなか聞こえてきません。当然この計画については廿日市市がほとんどになるのかとは思いますが、主体は廿日市市となるのでしょうか、大竹市が関係ないわけではありません。

このような緊急時の迂回路を兼ねた生活道路はぜひ整備すべきだと思うところですが、この道路整備について計画の状況はどのようになっているのか、現状についてお伺いいたします。

以上2点、主要建設事業の進捗状況について、そして、緊急時に対応できる道路整備について、登壇しての質問を終わります。どうぞよろしく御答弁のほうをお願いいたします。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） おととい、大型台風10号が日本のそばを通過しました。幸いにも本市の影響は大変少のうございましたが、国道2号において議員が御質問されました、懸念されている事態が現実となっております。根本的な解決は時間を要するかとは思いますが、着実に前に向かって、一步一步進んでまいりたいと考えております。御質問ありがとうございます。

それでは北地議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の、主要建設事業の進捗状況についてでございます。

まず、本市の建設事業における新型コロナウイルス感染症の影響についてです。新型コロナウイルスが全国的に広まり、社会経済活動などに様々な影響が生じている中、本市のまちづくりへの影響、とりわけ主要な建設事業への影響を御心配いただき、ありがとうございます。

ざいます。幸いなことに、本市では新型コロナウイルス感染症を理由とした入札の中止や受注者からの工事延期の申出などの相談は、現時点ではありません。

続いて、今年度実施予定の建設事業の進捗状況についてでございます。現時点において、恵川橋歩道整備工事ほか1件については、応札者がおらず入札が中止となり、契約に至っておりません。また、御園第1公園整備工事については、国土交通省における設計審査に時間を要していることから、工期の見直しが必要となったため、本9月定例会に補正予算の議案を提出し、繰越明許費として計上しております。

その他の建設事業におきましては調整中のものもありますが、おおむね順調に契約を締結し、工事に着手しております。

今後も今年度に予定している建設事業の円滑な実施に向け、鋭意努力していきたいと考えております。

2点目の、緊急時に対応できる道路整備についてでございます。

台風などの災害による国道2号、高速道路の通行止めやJR山陽本線の運休は、地域の生活や交通に大きな影響を及ぼしてきました。災害により一部の道路が寸断された場合でも、複数の道路網の整備により迂回ルートを確認することができれば、地域への影響の軽減につながることを期待されます。大規模な災害が頻発する中、交通ネットワークの多重化は重要性を増していると言えます。

議員御指摘のとおり、玖波地区や鳴川地区においては、国道2号と高速道路の間に生活道路を整備することは、緊急時の迂回路を確保することにもなり、その必要性を認識しております。今年度に入り、廿日市市が先行して、この道路の整備の検討に着手し、現在、現地調査やルート検討を行っている状況でございます。今後は両市で協議、調整を進めたいと考えています。

以上で北地委員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 北地議員。

○8番（北地範久） 答弁ありがとうございました。

1点目の主要事業の進捗状況につきましてですが、コロナ禍に関しての計画に発注者としても受注者としても影響はないということが確認されましたので、安心いたしました。しかしながら、昨年度災害の影響ということもありましたけれども、年度内に工事が完成できず、繰越した事業がかなり出てきたとは思いますが。今年度も事業費がかなり増えているということから、例年にはない事業量になっているのではないかと思いますけれども、現状として工事の発注率はどの程度になっているのでしょうか。また、例年と比較するとどのような状況でしょうか、お伺いいたします。

そして、いまだに発注されてない工事について、発注時期が限定されているもの、例えば河川工事など、渇水期にならなければ発注できないというようなものもあるとは思いますが、まだ未発注の工事について、年度も残り半分のこの時期でございます。発注しても工期がないということになれば、工事を請ける受注者側も大変な負担がかかることとなります。このあたりの対策についてどのように考えているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（細川雅子） 監理課長。

○監理課長（小田健治） 最初に、昨年度と比較しました今年度の建設工事の契約状況につきまして説明させていただきます。

今年度予定しております建設工事の中で、例えば予算額が250万円以上の建設工事につきましては、8月末現在ではございますが、51%契約をしております。半分を少し超えております。昨年度はこの時期では37%の契約をしておりますので、14%の前倒しでの契約という形になっております。年間を通しまして、公共工事の品質確保につながります建設工事の施工時期の平準化ということを特に意識しながら、とにかく工事が年間を通して平準化されて、よりよい建設工事を受注者のほうでしていただけるような、環境づくりに今後とも努めていきたいと考えております。

続きまして、先ほど、現在の取り組み状況とかあるいは今後どのようなことを考えているかという御質問もあったかと思えます。こちらについてなんですけど、先ほどお話しさせていただきましたように、建設工事の施工時期の平準化というふうなことを強く意識しながら今年度も取り組んでおりますし、また、今後も取り組んでいきたいと考えております。

公共工事、よく言われることではありますけれども、年度当初につきましては工事の量というのが非常に少ない。そして、年度末にかかってくると、工事量が多くなる傾向があるということをよく言われております。こうした工事量の波、大きな波があるということになりますと、受注者側においてもどこに合わせるかという人員あるいは資機材等を調整していくのかという、大変大きな問題になるかと思えます。

年間を通してこの工事量の偏りがより少なくなれば、工事の従事者の処遇の改善あるいは人材、資機材等の効率的な活用の促進、また、それを通して、今度は建設業者におきまして経営の健全化等が促進されるということが期待されます。その結果として公共工事の品質の確保にもつながっていかうかと思えますので、こちらについては大竹市としましても取り組んでいければと思っております。

現在、全国的に、この建設工事の工期の平準化ということの中でよく言われている例としまして、いわゆる公共工事の「さしすせそ」というのが言われております。「さ」というのは債務負担行為の活用で、「し」というのは柔軟な工期の設定で、「す」というのは速やかな繰越し、「せ」は積算の前倒しで、「そ」というのは早期執行のための目標設定という形で言われております。

この「さしすせそ」、内容について全国で今取り組みをされておりますので、本市におきましてもまずは今考えております「さ」の取り組み。具体的には債務負担行為の活用ですね。こちらのほうもまず考えております。工期が1年未満の工事に関しまして、債務負担行為等を活用させていただき、計画的に年度をまたぐこと。例えば先ほどもお話ありましたように、渇水期における河川工事でこの取り組みができればと考えております。また、「せ」の取り組みですね、積算の取り組み。こちらにつきましては前年度のうちに積算を行う。そうすることによって、年度当初により早く工事の発注が可能になるということで、特にこの「さ」とか「せ」というのを強く意識しながら取り組んでいければと思っております。

目指すところは、本市も、全国的にもそうなんですけど、工期の施工時期が平準化されれば、先ほど言いましたように工事従事者の方の処遇の改善で、その建設業者等が持っております人材あるいは資機材の効率的な利用促進ということが図られまして、それによりまして建設業者の経営の安定、健全化を通して、最終的には公共工事の品質の確保という形につなげていきたいと思っておりますので、またこういう取り組み、本市としてもできるものから取り組んでいければと思っております。

以上です。

○議長（細川雅子） 北地議員。

○8番（北地範久） ありがとうございます。

とはいえ予算は単年度決算が原則と思っております。極力年度内の完成をお願いいたしますが、最悪、完了ができないときには、言われたように早めに繰越しなどの手続を取っていただいて、受注者の負担にならないようお願いいたします。

また、効率的にも、先ほど「さしすせそ」というようなことを言われました。年度内の発注の平準化を言われているようでございます。債務負担行為ですね、ゼロ国債も活用できるのではないかと思っておりますけれども、そういったことを推奨しているということであればその制度をしっかりと活用していただいて、年度内において偏った発注がないように、年度内完了を目指すようによろしくお願いいたします。

さて、新聞の市長住来欄を見ていると、狭戸尾広島県議と月1回以上ぐらいの間隔で会われているようにお見受けいたしております。県議との情報交換や連携もよく取られているのではないかと思いますけれども、今年度の県事業においては全体で約16億円というのが大竹市に投資されるように伺っております。市の事業も心配になるところではございますが、県の事業も気になるところでございます。玖波地区の大竹湯来線改良、小瀬川左岸の大竹港の臨港道路。国道186号穂仁原地区の道路改良、小方港の臨港道路、三ツ石地区の歩道整備など、計画はいろいろと聞いているところなんですけど、事業についてはまだ動きが見えてきませんけれども、動きがあるのでしょうか。現状について情報があれば、よろしくお願いいたします。

○議長（細川雅子） 監理課長。

○監理課長（小田健治） それではまず道路事業の関係を説明させていただきます。

大竹湯来線あるいは大竹港の臨港道路につきましては、引き続きまして今、用地買収あるいは調査の設計業務が進められております。また、国道186号の穂仁原地区の道路拡幅工事や小方港の臨港道路の橋梁の工事、あるいは県道乙瀬小方線、三ツ石地区の歩道整備工事につきましては、第3四半期で工事を発注されるということを、現在お聞きしております。

また、そのほかの県事業ということになりますと、大竹市内で言いますと急傾斜事業、あるいは海岸事業等がございます。こちらにつきましては今年度発注予定の工事あるいは業務委託につきましては、一部関係機関や関係者との調整中のものを除きまして、おおむね計画どおりに発注ができているということを、県のほうからお聞きしております。

以上です。

○議長（細川雅子） 北地議員。

○8番（北地範久） ありがとうございます。

現在進められている事業もたくさんございますけれども、先ほど申しあげました国道186号の穂仁原地区の道路改良、それから小方港の臨港道路、三ツ石地区の歩道整備などが新たに今年度から動き出し、目に見えてくるようでございます。大変期待をしているところです。

一日も早い完成に向けて、県のほうにも、その他の事業も含めて、早期着工・早期完成の要望なりをよろしく願いいたします。

また、今後こういう情報があれば、情報提供のほうをよろしく願いいたします。

さて続きまして、2点目に移りたいと思います。2点目の、緊急時に対応できる道路整備についてですが、整備の必要性は認識されている、計画は動いている、両市で協議・調整をするということでした。市長の答弁に、確実にこの事業が進められると確信しておりますので、よろしく願いいたします。

そうすると一日も早い着工のほうをお願いしたいところでございますけれども、廿日市市が主体ということでございます。いろいろ問題はあるかと思いますが、今後この事業を進める上で、何か大きな障害といいますか問題となることはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（細川雅子） 土木課長。

○土木課長（廻本 実） 今の迂回路の道路整備について、廿日市市と今年度から協議・調整をさせていただいています。その中で今、質問の道路整備について何か問題があるかということなんですが、現在、廿日市市が主体でルートを検討をする中で、大竹市と接続する位置をどこにするかということ、調整中です。

あと、大竹市については側道等があります。廿日市市のほうにつきましては地形的な問題で、そこをどういう形でルートを選定するかというのが、一つ問題になっていると思います。

また、廿日市市については現在の道路が狭いところもありますので、ルートによっては用地買収等が問題になると思われております。

以上です。

○議長（細川雅子） 北地議員。

○8番（北地範久） 私の想像していた障害というよりは、それぞれの事業にある課題のように感じました。当然もうこういうのはどの事業にもつきものなので、課題を解決していただいて、先ほども言いましたが、一日も早い着工のほうをよろしく願いいたします。

今後の進捗についても、先ほど同様、議会にも積極的な情報提供をお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 以上で一般質問を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第6〔一括上程〕

認 第13号 令和元年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について

議案第 7 2 号 令和元年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第 7 3 号 令和元年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第 7 6 号 令和 2 年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（細川雅子） 日程第 3、認第13号令和元年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についてから、日程第 6、議案第76号令和 2 年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）に至る 4 件を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 古賀正則 登壇〕

○上下水道局長（古賀正則） それでは、認第13号、議案第72号、議案第73号及び議案第76号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、認第13号令和元年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

工業用水道事業につきましては、旧第 2 期工業用水道事業の企業債償還利息や減価償却費が収支を大きく圧迫しておりますが、経費の節減等、引き続き健全経営に努め、令和元年度も黒字決算となりました。

それでは事業の概要について御説明申し上げます。

給水状況でございますが、年間有収水量は1,064万5,198立方メートルで、前年度から63万2,016立方メートル増加しております。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は収入総額 5 億1,628万3,019円、支出総額 4 億2,710万994円で、差し引き8,918万2,025円の純利益となりました。これに平成30年度からの繰越欠損金を加算しますと、令和元年度末の未処理欠損金は 1 億8,598万6,681円となります。

次に、資本的収支でございますが、収入総額 1 億9,660万円、支出総額 5 億340万7,699円で、差し引き 3 億680万7,699円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額351万272円、過年度分損益勘定留保資金 2 億10万5,103円、当年度分損益勘定留保資金 1 億319万2,324円で補填いたしました。

続きまして、議案第72号令和元年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

まず、剰余金の処分につきまして御説明申し上げます。令和元年度の水道事業会計におきましては、年度末の未処分利益剰余金は 1 億5,273万6,755円となりました。この剰余金につきまして、別冊の決算書 8 ページ、剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

処分の内容でございますが、未処分利益剰余金のうち、減災積立金250万円、建設改良積立金2,470万円をそれぞれ積み立てるものでございます。

次に、決算の概要について御説明申し上げます。

水道事業につきましては、給水人口の減少などにより年々使用水量が減少し、あわせて料金収入も減少傾向にあります。こうした中、安全で良質な水の安定供給を図りながら、引き続き経費の節減等に努めた結果、令和元年度も利益を計上することができました。

それでは事業の概要について御説明申し上げます。

給水状況でございますが、年間有収水量は319万6,207立方メートルで、前年度から8万5,247立方メートル減少しております。

次に、建設改良事業ですが、総額で1億4,261万9,064円を支出いたしました。主な事業といたしまして、港町1丁目地内配水管改良工事が2,547万3,800円、小方1丁目地内配水管改良工事が2,599万9,600円、三ツ石調整池遠方監視装置更新工事が1,364万円などがございます。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は収入総額5億2,357万4,413円、支出総額4億7,419万3,502円で、差し引き4,938万911円の純利益となりました。これに平成30年度からの繰越利益剰余金を加算しますと、令和元年度末の当年度末処分利益剰余金は、1億5,273万6,755円となります。

次に、資本的収支でございますが、収入総額6,102万270円、支出総額1億9,010万9,795円で、差し引き1億2,908万9,525円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,039万1,121円、過年度分損益勘定留保資金1億1,869万8,404円で補填いたしました。

続きまして、議案第73号令和元年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

まず、剰余金の処分につきまして御説明申し上げます。

令和元年度の公共下水道事業会計におきましては、年度末の未処分利益剰余金は4億4,209万2,183円となりました。この剰余金につきまして、先ほどの水道事業会計と同様に、別冊の決算書82ページ、剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

処分の内容でございますが、未処分利益剰余金のうち減債積立金に360万円、建設改良積立金に3,520万円を積み立てるものでございます。

次に、決算の概要について御説明申し上げます。

公共下水道事業につきましては、水道事業と同様に処理区域内人口の減少等による使用水量の減少で、使用料収入が年々減少しています。こうした中、下水処理場等の包括的民間委託など、引き続き経営の合理化に努め、令和元年度も利益を計上することができました。

それでは事業の概要について御説明申し上げます。

処理状況でございますが、年間総処理水量は739万7,927立方メートルであり、うち汚水分年間有収水量は284万8,334立方メートルで、前年度から4万7,308立方メートル減少しております。

次に、建設改良事業ですが、総額で3億3,108万614円を支出いたしました。主な事業としましては、小島汚水中継ポンプ場(合流)電気設備改築更新工事や、小島汚水中継ポン

プ場（合流）機械設備改築更新工事などでございます。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は収入総額 9 億 4,405 万 1,087 円、支出総額 8 億 7,380 万 7,526 円で、差し引き 7,024 万 3,561 円の純利益となりました。

これに、平成 30 年度からの繰越利益剰余金を加算しますと、令和元年度末の当年度未処分利益剰余金は 4 億 4,209 万 2,183 円となります。

次に、資本的収支でございますが、収入総額 3 億 8,411 万 8,252 円、支出総額 5 億 6,719 万 4,464 円で、差し引き 1 億 8,307 万 6,212 円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 993 万 7,226 円、過年度分損益勘定留保資金 9,242 万 9,816 円、当年度分損益勘定留保資金 8,070 万 9,170 円で補填いたしました。

続きまして、議案第 76 号令和 2 年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、し尿処理場の下水処理場への統合について、令和 3 年度に予定しておりました都市計画変更及び事業認可の変更を、今年度中に実施する必要が生じたことによるものです。本事業は今年度から国の交付金を活用して実施しており、来年度、基本・詳細設計を行う予定ですが、県との協議の中で、来年度の交付金の交付要件として、事前に都市計画変更及び事業認可の変更を行っておく必要があることが判明いたしました。このことにより本年度の業務の予定量の増加が見込まれるため、資本的支出予算の建設改良費を 305 万 8,000 円増額し、総額を 7 億 2,539 万 3,000 円とするものでございます。

また、資本的支出の増加に対する財源として、資本的収入予算の負担金として、一般会計からの負担金 235 万 5,000 円、また、和木町からの負担金 70 万 3,000 円を増額して、資本的収入の総額を 5 億 7,836 万 9,000 円とするものでございます。また、この資本的収入及び支出の補正に伴い、業務の予定量の主要な建設改良費を増額しようとするものです。

以上で認第 13 号、議案第 72 号、議案第 73 号及び議案第 76 号の提案説明を終わります。よろしく審議の上御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） この際、監査委員から決算審査の報告を求めます。

代表監査委員。

〔監査委員 薬師寺基夫 登壇〕

○監査委員（薬師寺基夫） 代表監査委員の薬師寺でございます。

それでは令和元年度大竹市水道事業会計、大竹市工業用水道事業会計、大竹市公共下水道事業会計の決算審査の概要について御説明いたします。

審査意見書の 1 ページをお開きください。

決算審査は令和 2 年 6 月 1 日から 7 月 22 日までの期間で、関係諸帳簿の点検と証票類の照合を行うとともに、細部にわたって関係職員から説明を聴取するなどによって、実施いたしました。

その結果、決算書、その他財務諸表及び事業報告書は、それぞれ地方公営企業関係法令に準拠して適正に作成されており、また、計数は正確で、当年度の経営成績と当年度末現在の財政状態を適正に表示していることを認めました。

それでは、別冊の審査資料も用いて、審査の概要及び監査委員の意見について御説明さ

せていただきます。

初めに水道事業会計の決算内容を御説明いたします。意見書の5ページをお開きください。その(3)損益についてと書かれた部分を御覧ください。

当年度の総収益は5億2,357万4,000円となり、総費用は4億7,419万4,000円となっております。この総収益から総費用を差し引いた当年度の純利益は4,938万1,000円の黒字決算となっておりますが、前年度と比べて1,142万9,000円、率にしますと18.8%の減少となっております。この主な要因は、給水収益が1,457万5,000円減少したことによるものであります。ただいま申し上げました詳しい数値は、別冊の審査資料36ページと37ページにかけまして、資料3と書かれました比較損益計算書、これを後ほど御覧いただきたいと思えます。

次に、経営内容を御説明いたします。意見書の6ページをお開きください。

その真ん中あたりの第5表、給水原価等の推移を御覧ください。供給単価から給水原価を差し引いた販売益は、1立方メートル当たり4円27銭となっております。また、料金回収率は103.4%となっており、前年度より5.1ポイント減少したものの、4会計年度続けて100%を超えております。給水人口の減少に伴う有収水量の減少傾向に歯止めがかからない中、経費削減の取り組みによって収益確保に向けて改善されてきたことが、十分伺えます。

一方で、3ページ下段の第3表に、管路の老朽化について触れておるんですが、この管路の老朽化率が年々高まり、必要な設備更新が十分に行われていない状況が続いていることは、これまでも繰り返し指摘したところであり、安全で安定的な水道水の供給と経営健全化に向けた取り組みが求められるところであります。

続きまして、工業用水道事業会計の決算内容を御説明いたします。

意見書の13ページをお開きください。

この真ん中あたりの(3)損益についてを御覧ください。当年度の総収益は5億1,628万3,000円となり、総費用は4億2,710万1,000円となっております。この総収益から総費用を差し引いた当年度の純利益は8,918万2,000円の黒字決算となっており、前年度と比べ1,572万7,000円増加しております。なお、前年度繰越欠損金2億7,516万9,000円から、純利益8,918万2,000円を差し引くと、当年度の未処理欠損金は1億8,598万7,000円となり、前年度と比べますと32.4%の減となっております。

今後も契約水量の確保を前提として、欠損金の減額に継続して取り組むなど、安定的な経営に努めることが求められます。ただいま申し上げました純利益等の数値は、別冊の審査資料36ページと37ページ掲載の資料3の比較損益計算書の下段に詳細がありますので、後ほど御参照ください。

次に、経営内容について御説明いたします。

意見書の15ページをお開きください。

第12表、給水原価等の推移を御覧ください。供給単価から給水原価を差し引いた販売益は、1立方メートル当たり8円17銭となっております。また、料金回収率は122.7%となっており、前年度より4.6ポイント増加するなど、5会計年度続けて100%を超えておりま

す。これまでの経費節減の取り組みによって徐々に改善が進むなど、収益確保に向けて改善されてきたことが伺えます。

続きまして、公共下水道事業会計の決算内容を御説明いたします。

意見書ですと、23ページをお開きください。

(3) 損益についてと書かれている項目でございます。当年度の総収益は9億4,405万1,000円となり、総費用は8億7,380万8,000円となっております。この総収益から総費用を差し引いた当年度の純利益は7,024万4,000円の黒字決算となっております。前年度と比べますと229万2,000円、率にしますと3.4%の増加となっております。これの詳しい内容につきましては、別冊の審査資料ですと38ページから39ページにかけて、資料4、比較損益計算書というタイトルで掲載しておりますので、後ほど御確認ください。

次に、経営内容について御説明いたします。

意見書の24ページをお開きください。

2つ目の表である第19表、処理原価等の推移を御覧ください。処理単価から処理原価を差し引いた収益は、1立方メートル処理当たり8円42銭となっております。

次に、意見書26ページをお開きください。

その第21表、汚水処理原価等の推移を御覧いただきますと、経費回収率は112.8%となって、100%を超えており、使用料によって処理費用が賄えている状況が続いております。他方で処理区域内の人口減少等の影響により、年間有収水量の減少が続いていることに加えて、管渠の老朽化の進行に歯止めがかかっていない状況に変わりはありません。この管渠の老朽化につきましては、21ページの第17表、管渠老朽化等の推移で触れております。後ほど御覧ください。

さて、将来にわたって安定した下水処理を確保するためには、施設の延命化に併せて管渠の老朽化対策を確実に実行していくことが肝要であります。そのため大竹市下水道ストックマネジメント計画に基づいて、中長期的な視点から施設全体の今後の老朽化の進展を考慮した上で、施設の修繕、改修に取り組むなど、維持管理に要する経費の平準化に努めていく必要がございます。

以上、各事業会計の決算審査の概要及び監査委員の意見について御説明してきましたが、最後に本審査を総括した意見を述べさせていただきます。

意見書ですと一番最後のページ、30ページをお開きください。

結びの章ですが、最後の段落の以上、本市のという言葉で始まる段落からですが、これを読んでいきます。

本市の3事業会計における現状と課題については、昨今の公営企業を取り巻く全国的な流れと同様な傾向を示しています。急速な人口減少に伴うサービス事業の減少と料金収入の大幅な減少に加えて、老朽化したインフラ資産の更新に伴う投資費用の増大など、3事業会計を取り巻く経営環境がさらに厳しさを増すことは明白であり、経営改革に着手することを避けては通れません。こうした背景を受けて、本市の公営企業会計の経営改革の方向性として、令和2年度中には中長期的な投資財政計画に位置づけられる経営戦略を策定予定であり、広島県における水道事業の広域連携に向けて、賛同の可否を判断すると聞き

及んでいます。適切な時期に適切な判断がなされることを期待しまして、その方向性の結論を待ちたいと思います。

なお、受益者である市民や企業に対しては、3事業会計における現状と経営改革に向けた取り組みに広く理解を得ながら進める必要があるため、今後はその方向性の検討状況から決定に至るまでのこの過程等を、より丁寧に周知することを求めるものであります。

以上で簡単ではございますが、各事業会計の決算審査の説明を終わります。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

認第13号から議案第76号に至る4件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第7～日程第14〔一括上程〕

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第60号 公平委員会委員の選任の同意について

議案第61号 固定資産税評価審査委員会委員の選任の同意について

議案第62号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（細川雅子） 日程第7、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第14、議案第62号教育委員会委員の任命の同意についてに至る8件を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 諮問第1号から諮問第5号まで及び議案第60号から議案第62号までの8件につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに諮問第1号から諮問第5号までは、いずれも令和2年12月31日で現在の任期が満了となります人権擁護委員を引き続き候補者として、法務大臣に推薦しようとするものでございます。

推薦に当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

それでは順に説明させていただきます。

諮問第1号古原陽子氏でございます。古原氏は、長年教育行政に携わってこられ、経験が豊富で人望も厚く、地域の実情にも精通しておられます。平成8年9月から人権擁護委

員として活動されており、平成21年からは廿日市人権擁護委員協議会副会長や、広島県人権擁護委員連合会の理事も務めておられます。

これまでの経験と併せて、誠意と使命感を持った積極的な活動など、人権擁護委員としての長年の功績を称えられ、令和元年には法務大臣表彰を受賞されました。任期満了に当たり、古原氏が引き続き人権擁護委員として適任と考えますので、候補者として推薦しようとするものでございます。

続きまして、諮問第2号弘兼秀子氏でございます。弘兼氏は、長年、文化・教育行政に携わってこられ、更生保護ボランティアや主任児童委員としても活躍されており、経験が豊富で人望も厚く、地域の実情にも精通しておられます。また、市が進める文化活動の促進に対しましても、専門的な知識を持ったボランティアとして幅広い分野で御支援をいただいております。

弘兼氏は、平成17年10月から人権擁護委員として活動されており、平成25年からは廿日市人権擁護委員協議会の常任委員を務められておられます。任期満了に当たり、弘兼氏が引き続き人権擁護委員として適任と考えますので、候補者として推薦しようとするものでございます。

続きまして、諮問第3号正木静夫氏でございます。正木氏は、長年教育行政に携わってこられ、経験が豊富であり、広く人権課題に対しよき理解者であるとともに、教育者として活躍されてきました。また、平成22年からは大栗林自治会長として、平成30年からは大竹市農業委員としても活動され、人望も厚く、地域の実情にも精通しておられます。

正木氏は、平成23年10月から人権擁護委員として活動されており、平成29年からは廿日市人権擁護委員協議会の監査委員を務めておられます。任期満了に当たり、引き続き正木氏が人権擁護委員として適任と考えますので、候補者として推薦しようとするものでございます。

続きまして、諮問第4号片岡恵美子氏でございます。片岡氏は、長年保育士及び一般行政職として本市行政に携わってこられ、経験が豊富であり、広く人権課題に対してもよき理解者であります。また、昨年度からは新町1丁目自治会女性部長としても活躍され、人望も厚く、地域の実情にも精通しておられます。

片岡氏は、平成30年1月から人権擁護委員として活動されておりますが、任期満了に当たり、引き続き人権擁護委員として適任と考えますので、候補者として推薦しようとするものでございます。

続きまして、諮問第5号山本竹生氏でございます。山本氏は、長年教育行政に携わってこられ、経験が豊富であり、広く人権課題に対し、よき理解者であるとともに、教育者として活躍されてきました。また、平成25年からは大竹地区保護司として、令和2年からは民生委員・児童委員として活動され、人望も厚く、地域の実情にも精通しておられます。

山本氏は、平成30年1月から人権擁護委員として活動されておりますが、任期満了に当たり、引き続き人権擁護委員として適任と考えますので、候補者として推薦しようとするものでございます。

続きまして、議案第60号公平委員会委員の選任の同意について説明申し上げます。御承

知のように公平委員会は、地方公務員法で3人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。この委員のうち、北林満氏が、令和2年12月22日をもって任期満了となります。北林氏は、平成30年9月28日から公平委員会委員としてその職務に精励され、経験、人格、識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、市議会の同意を求めるところでございます。

続きまして、議案第61号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について説明申し上げます。

御承知のように、固定資産評価審査委員会は、地方税法で市町村に設置し、委員の任期は3年と定められ、定数は大竹市税条例で3人と定められております。この委員のうち、平成17年9月15日から選任いたしております山本和彦氏が、令和2年9月14日をもって任期満了となることに伴い、その後任として曾田収氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、市議会の同意を求めるところでございます。

曾田氏は、平成6年3月に三川俊治司法書士事務所に入所され、平成14年2月に司法書士登録・事務所内開業をされ、その後、平成14年7月に独立し、曾田司法書士事務所を開業されており、その経験に加え、人格、識見とも申し分なく、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えまして、御提案申し上げるものでございます。

続きまして、議案第62号教育委員会委員の任命の同意について説明申し上げます。

御承知のように教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育長及び4人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。このたび、この委員のうち、中田美穂氏が令和2年9月29日をもって任期満了となります。中田氏は、平成26年4月1日から教育委員会委員としてその職務に精励され、経験、人格、識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めるところでございます。

以上で諮問第1号から諮問第5号まで及び議案第60号から議案第62号までの説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本8件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

諮問第1号を採決いたします。

本件は異議ない旨を答申することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は異議ない旨を答申することに決しました。

続いて、諮問第2号を採決いたします。

本件は異議ない旨を答申することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は異議ない旨を答申することに決しました。

続いて、諮問第3号を採決いたします。

本件は異議ない旨を答申することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は異議ない旨を答申することに決しました。

続いて、諮問第4号を採決いたします。

本件は異議ない旨を答申することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第4号は異議ない旨を答申することに決しました。

続いて、諮問第5号を採決いたします。

本件は異議ない旨を答申することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第5号は異議ない旨を答申することに決しました。

続いて、議案第60号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、議案第60号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第61号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、議案第61号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第62号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、議案第62号はこれに同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第15～日程第16〔一括上程〕

議案第63号 大竹市印鑑条例の一部改正について

議案第65号 大竹市税条例等の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第15、議案第63号大竹市印鑑条例の一部改正について及び日程第16、議案第65号大竹市税条例等の一部改正についてを一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 三原尚美 登壇〕

○市民生活部長（三原尚美） 議案第63号及び議案第65号につきまして、一括して説明いたします。

初めに議案第63号大竹市印鑑条例の一部改正についてでございます。

現在、印鑑登録を受けている方、またはその代理人が印鑑登録証明書の交付を申請する場合には、交付申請書の提出及び印鑑登録証の提示を求めています。窓口では、印鑑登録証で印鑑登録番号を確認し、申請者の本人確認をした上で印鑑登録証明書を交付いたしますが、代理人が申請する場合のみ交付申請書に代理人の押印を求めています。

改正後の条例は代理人の本人確認をしていること、住民票などのほかの証明書類の交付申請では押印を求めていないことに鑑み、代理人の交付申請書への押印を不要にするものでございます。その他字句の修正をしております。また、附則で、この条例の施行期日を公布の日としております。

続きまして、議案第65号大竹市税条例等の一部改正についてでございます。

令和2年度地方税制改正並びに新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、大竹市税条例等の一部を改正しようとするものです。主な改正点として、個人の市民税関係が6点、たばこ税関係が1点ございます。

まず、個人の市民税に関する改正点です。ひとり親家庭に対する公平な税制への改正が3点ございます。1点目の非課税の範囲につきましては、男性の寡夫も含めたひとり親を対象とし、2点目の所得控除の種別につきましても同様に、男性の寡夫も含めたひとり親に変更するものでございます。

また、3点目として、所得割の納税義務者がひとり親の場合には、前年の総所得金額等から30万円を控除できることとするものです。

次に、4点目として、個人が低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合に、その年中の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を上限に控除できる規定を新設するものです。

5点目として、新型コロナウイルス感染拡大防止措置の影響で中止などになりました文化芸術またはスポーツ関連の一定行事の入場料金などの払戻しを請求する権利を所得割の納税義務者が一定期間内に放棄した場合、請求権価額相当額を寄附金税額控除できる規定を新設するものです。

6点目として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、所得割の納税義務者が取得住宅への入居が一定期間遅れた場合に、令和15年度分までの13年間の控除期間とする住宅借入金等特別税額控除の適用を1年延長できることとするものです。

次に、たばこ税に関する改正点です。軽量の葉巻たばこを、紙巻たばこと同等の税負担とするため、軽量の葉巻たばこの課税標準の算定について、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する方法に見直すことに伴う改正でございます。

激変緩和措置として2段階で実施し、令和2年10月1日から令和3年9月30日までは、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に、令和3年10月1日以降においては、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算することになります。

その他、字句の修正並びに法律が改正されたことによる引用条項の整理を行っています。また、都市計画税条例についても地方税法の改正による引用条項にずれが生じたものについて、所要の整理を行っております。

最後に附則でございます。施行期日は附則第1条に、経過措置は附則第2条から附則第6条にそれぞれ規定しております。

以上で議案第63号及び議案第65号の説明を終わります。よろしく御審議の上御承認くださいようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第63号及び議案第65号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第64号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第17、議案第64号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 中村一誠 登壇〕

○総務部長（中村一誠） 議案第64号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国家公務員においては新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例が制定されたところでございます。

本市においても、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る防疫等作業に従事した者に対し、特殊勤務手当を支給する特例を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

附則でございますが、この条例の施行期日を公布の日とし、令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上、議案第64号の説明を終わります。よろしく御審議の上御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第64号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第18 議案第66号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第18、議案第66号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 豊原 学 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） 議案第66号大竹市国民健康保険条例の一部改正について説明申し上げます。

本議案は地方税法の一部が改正されたことに伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容を説明いたします。今回の地方税法の改正により、長期譲渡所得に係る市町村民税の課税の特例として、個人が低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合には、長期譲渡所得の金額から一定の金額を控除することとなりましたので、あわせて国民健康保険料の所得割の算定においても同様に控除するものでございます。

最後に附則でございますが、本条例の施行期日は令和3年1月1日とするものでございます。

以上で議案第66号の説明を終わります。よろしく御審議の上御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第66号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第19～日程第20（一括上程）

議案第67号 大竹会館条例の一部改正について

議案第68号 大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第19、議案第67号大竹会館条例の一部改正について及び日程第20、議案第68号大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは議案第67号及び議案第68号につきまして、一括して御説明を申し上げます。

初めに、議案第67号大竹会館条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本条例は耐震性に問題のある老朽化した大竹会館の旧館及び新館を解体し、新築棟を増築するとともに、アゼリアホールも一部改修し、防災機能の強化及び利用者の利便性が向上した新たな大竹会館の管理方法を、将来的に民間事業者を含む団体に管理代行させる指定管理者制度に移行できるよう、本条例の一部を改正し、併せて、新築棟及びアゼリアホールの一部について貸室使用料を設定するものでございます。

それでは改正の内容について説明を申し上げます。

第10条は、大竹会館の管理について、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者による管理を行わせることができることを規定しております。

第11条は、指定管理者に管理を行わせる場合の利用料金について規定をしております。

第12条は、指定管理者が行う業務の範囲を規定しております。

第13条は、指定管理者の指定の手續について、選定基準及び管理期間を定めるほか、指定の際は議会の議決が必要である旨をそれぞれ規定しております。

第14条は、指定管理者との協定の締結事項について規定をしております。

第15条から第17条までは、指定管理者が果たすべき義務について規定をしております。

第15条では、年度終了後に提出する事業報告書について、第16条では、定期的な状況報告及び必要に応じて行う市の実地調査について、第17条では、指定管理者及びその業務に従事している者の守秘義務及び個人情報の取り扱いについてそれぞれ規定をしております。

そして、第18条で指定事業者が当該義務に違反した場合は、市長は指定の取り消し等を行うことができることを規定しております。

第19条は、指定管理者の指定期間満了または指定解除となった場合は、原状回復の義務があることを規定しております。

第20条では、指定管理者または利用者の過失等による損害が発生した場合の賠償義務について規定をしております。

条例第7条及び第12条に係る別表としまして、大竹会館使用料金表について規定をしております。

別表のうち、1階会議室5から会議室7まで、2階会議室8、大集会室及び講堂和室が新たに使用料を設定した貸室となります。講堂兼体育館、会議室1から会議室4までにつきましては、使用料は据置きとしております。

また、あわせて字句の修正をしております。

最後に附則でございますが、本条例の施行期日を令和2年10月1日とするものでございます。

続きまして、議案第68号大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準について、従うべき基準から参酌すべき基準に見直されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点を踏まえ、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

また、当該基準の改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡充を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは改正の具体的な内容について説明をいたします。

本条例第10条第2項におきまして、支援の単位ごとの放課後児童支援員の数について定めておりますが、教室を追加する場合において、1教室の定員がおおむね15名以下で、同じ建物の他の教室の支援員との協力体制が得られるなどの利用者の支援に支障がない場合であって、市長が特別に認めたときは、1人でも運営を可能とするよう基準を変更するものでございます。

この改正により、同じ建物内の空きスペースで、1人以上の運営に必要な支援員を増やした追加の教室運営が可能となり、児童を分散させることにより新型コロナウイルス感染症拡大防止等につながるものと考えております。

また、同条第3項におきまして、放課後児童支援員認定資格研修の実施機関として、指定都市もしくは中核市の長を加えるものでございます。

最後に附則でございますが、本条例の施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で議案第67号及び議案第68号の説明を終わります。よろしく御審議の上御承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第67号及び議案第68号は、総務文教委員会に付託いたします。



日程第 2 1 ~ 日程第 2 6 ( 一括上程 )

議案第 6 9 号 工事施行協定の変更について

議案第 7 0 号 財産の取得について ( 高規格救急自動車 ( 車輛 ) )

議案第 7 1 号 財産の取得について ( 高規格救急自動車 ( 救急用資機材 ) )

議案第 7 7 号 工事請負契約の締結について ( ( 仮称 ) おがたこども園建設工事 ( 建築主体工事 ) )

議案第 7 8 号 工事請負契約の締結について ( ( 仮称 ) おがたこども園建設工事 ( 電気設備工事 ) )

議案第 7 9 号 工事請負契約の締結について ( ( 仮称 ) おがたこども園建設工事 ( 機械設備工事 ) )

○議長 ( 細川雅子 ) 日程第 21、議案第 69 号工事施行協定の変更についてから、日程第 26、議案第 79 号工事請負契約の締結について ( ( 仮称 ) おがたこども園建設工事 ( 機械設備工事 ) ) に至る 6 件を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

建設部長。

[ 建設部長 山本茂広 登壇 ]

○建設部長 ( 山本茂広 ) 議案第 69 号から議案第 71 号まで及び議案第 77 号から議案第 79 号までの 6 件につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案 69 号工事施行協定の変更について説明申し上げます。

本件は、平成 30 年 12 月 18 日に議会の議決を得た大竹駅自由通路及び関連都市施設の工事並びに自由通路等の整備に支障する鉄道施設の工事の変更協定を締結することにつきまして、負担金額が 1 億 5,000 万円以上の工事の完成を目的とする協定を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更協定の概要でございますが、自由通路などの詳細設計が完了し、待合スペースや 1 階通路のひさしの設置、吹き抜け空間にすることなどにより、工事費が増加することになったものでございます。

これらの変更に伴いまして、当初の市負担額 18 億 9,544 万 2,000 円に 8,255 万 2,000 円を増加する変更協定を締結するものでございます。

続きまして、議案第 70 号及び第 71 号の財産の取得について御説明申し上げます。

本議案は、平成 16 年度に整備した高規格救急自動車を更新するものでございます。

初めに、財産の表示に記載してあります高規格救急自動車についてでございますが、救急救命士の資格を有する隊員が救急救命処置を行うために必要な構造及び設備を有した救急自動車となっており、傷病者に対し必要な応急処置を行いながら、医療機関に搬送することが可能となっております。

まず、車輛につきましては、消防本部が保有するほかの救急自動車と同等のワンボックスタイプのシャーシとなり、新たに搬送時に発生する振動を軽減するための磁気ダンパー

式の防振機能つきのストレッチャー架台を導入し、傷病者の負担軽減を図ります。

車輻に積載する主な資機材でございますが、自動心臓マッサージシステム、自動体外式除細動器、自動解析機能つき12誘導心電計及び画像伝送用資機材でございます。

次に、本議案を提出するに至った経緯でございます。車輻・救急用資機材とも7月13日に条件付一般競争入札にする旨の報告を行い、7月13日から7月30日まで入札参加希望者の受付を行っております。その後、8月3日の指名業者審査会の議を経まして、入札参加業者を決定し、8月19日に入札を執行いたしました。

車輻につきましては、1者による入札を執行し、広島トヨタ自動車株式会社大竹店と、8月19日に納入価格2,124万5,879円で仮契約を締結しております。

救急用資機材につきましては、2者による入札を執行し、1,890万円で落札した日本船舶薬品株式会社広島営業所と、8月19日に納入価格2,079万円で仮契約を締結いたしました。

いずれも予定価格が2,000万円以上であり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に該当いたしますので、本議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第77号から第79号までの工事請負契約の締結について説明申し上げます。

今回提案させていただきます(仮称)おがたこども園建設工事についてでございますが、本工事は市役所庁舎の駐車場内に保育施設・子育て支援関連施設を建設するものでございます。

この施設には、なかはま保育所と立戸保育所を統合移転し、併せて子育て支援センター・どんぐりHOUSEも移転するほか、子育てに関する総合的な施設として整備するものでございます。

工事概要でございますが、敷地面積3,557.95平方メートル、園舎は延床面積2,947.89平方メートルの鉄骨造地上2階建て、そのほか園庭や駐車場の整備を行うものでございます。

まず、建築主体工事の入札でございますが、入札方式は1者による単独施工方式による条件付一般競争入札としました。

経緯でございますが、令和2年7月2日に入札公告を行い、令和2年7月21日の指名業者審査会を経て、8月12日に3者による入札を執行いたしました。

その結果、7億3,800万円で落札した株式会社浅沼組広島支店と、9月2日に工事請負の仮契約を締結いたしました。契約金額は落札額に消費税相当額を加算しました8億1,180万円でございます。

次に、電気設備工事についてでございますが、建築主体工事と同じく入札方式は1者による単独施工方式による条件付一般競争入札としました。

経緯でございますが、令和2年7月2日に入札公告を行い、令和2年7月21日の指名業者審査会を経て、8月12日に2者による入札を執行いたしました。

その結果、1億100万円で落札した旭日電気工業株式会社広島支店と、9月1日に工事請負の仮契約を締結いたしました。契約金額は落札額に消費税相当額を加算しました1億

1,110万円でございます。

次に、機械設備工事でございますが、建築主体工事、電気設備工事と同じく1者による単独施工方式による条件付一般競争入札としました。

経緯でございますが、令和2年7月2日に入札公告を行い、令和2年7月21日の指名業者審査会を経て、8月12日に2者による入札を行っております。

その結果、1億4,780万円で落札した山陽空調工業株式会社と、9月2日に工事請負の仮契約を締結いたしました。契約金額は落札額に消費税相当額を加算しました1億6,258万円でございます。

以上3件の契約でございますが、3件の工事の予定価格がいずれも1億5,000万円を超えていることから、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工期につきましては、議決の日の翌日から令和4年1月14日まででございます。

以上で、議案第69号から議案第71号まで及び議案第77号から議案第79号までの説明を終わります。よろしく御審議の上御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第69号及び議案第77号から議案第79号に至る3件は生活環境委員会に、議案第70号及び議案第71号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第27～日程第28〔一括上程〕

議案第74号 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第8号）

議案第75号 令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（細川雅子） 日程第27、議案第74号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第8号）

及び日程第28、議案第75号令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第74号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第8号）及び議案第75号令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、50ページからの議案第74号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ2億3,578万9,000円を追加し、予算総額を

214億8,561万5,000円にするとともに、繰越明許費及び債務負担行為の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により、58ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は、1億7,840万3,000円を増額するものでございます。主な内容といたしましては、旧穂仁原小学校校舎解体に要する経費として395万1,000円を計上し、地方創生事業基金積立金1億7,387万5,000円を計上するものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により中止となった事業に要する経費を減額するものでございます。

第3款民生費は、336万1,000円を増額するものでございます。主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費として、民生委員・児童委員活動報償費39万2,000円、障害者福祉サービス事業所への支援として160万円を計上するものでございます。

第4款衛生費は、366万4,000円を増額するものでございます。主な内容といたしましては、休日診療所における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費86万9,000円、し尿処理場整備事業に係る負担金を235万5,000円計上するものでございます。

第8款土木費は、2,550万円を増額するものでございます。内容といたしましては、大竹郵便局前交差点歩道整備工事650万円、御園第1公園整備工事1,900万円を計上するものでございます。

第9款消防費は、239万1,000円を減額するものでございます。内容といたしましては、消防団員安全装備品整備等助成金を財源として、消防団の活動に必要な消耗品費100万円を計上するものでございます。また、新型コロナウイルス感染症拡大により中止となった事業等に要する経費を減額するものでございます。

第10款教育費は、2,205万2,000円を増額するものでございます。主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後予定されている小学校及び中学校の修学旅行が延期または中止となった場合に、保護者の負担が生じないように、キャンセル料として補償金1,509万3,000円を計上。また、放課後児童クラブにおける感染症拡大防止対策として、みどり児童クラブに1教室を増設する経費等463万6,000円、小学校、中学校における感染症対策経費750万円を計上するものでございます。

第11款災害復旧費は、令和2年7月の豪雨により災害復旧工事が必要な箇所が多数確認されたため、520万円を計上するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、56ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第15款国庫支出金は、小学校・中学校における新型コロナウイルス感染症対策などに対する国庫補助金1,089万3,000円を計上するものでございます。

第16款県支出金は、休日診療所における新型コロナウイルス感染症対策などに対する県補助金を258万円を計上するものでございます。

第19款繰入金金は、このたびの補正予算について財政調整基金による財源調整及び新型コ

コロナウイルス感染症拡大により事業が中止になったことに伴い、教育環境充実基金繰入金の減額をするものでございます。

第20款繰越金は、前年度決算剰余に係る繰越金として1,817万3,000円を計上するものでございます。

第21款諸収入は、1億8,881万5,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、宮島ボートレース企業団からの配分金を1億7,387万5,000円、消防団員安全装備品整備等助成金を100万円、御園第1公園移転補償費を1,400万円計上するものでございます。

53ページの第2表繰越明許費の補正は、諸般の事情により年度内事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

54ページの第3表債務負担行為の補正は、放課後児童クラブの利用者の利便性の向上と新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保護者負担金の口座振替ができるようにするため、放課後児童クラブ管理システムに要する経費につきまして、債務負担行為を設定するものでございます。また、物品等の貸借に要する経費と放課後児童クラブに要する経費は、それぞれ期間、限度額を変更するものでございます。

以上が、議案第74号の概要でございます。

続きまして、67ページからの議案第75号令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ1,454万1,000円を追加し、予算総額を29億2,154万2,000円にするものでございます。

内容といたしましては、概算交付されていた国及び県負担金等の前年度精算分として、国庫補助金等返還金を1,454万1,000円計上し、歳入として前年度繰越金及び基金繰入金を計上するものでございます。

以上で議案第74号及び議案第75号の補正予算の提案説明を終わります。よろしく御審議の上御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(細川雅子) これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(細川雅子) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第74号は総務文教委員会に、議案第75号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第29 令和2年請願第2号 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願

○議長(細川雅子) 日程第29、令和2年請願第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願を議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略します。

令和2年請願第2号は、総務文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月10日から9月22日までの13日間、休会いたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって9月10日から9月22日までの13日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

この際、御通知申し上げます。9月10日は午前10時から総務文教委員会を、その終了後、総務文教委員政策研究会を、9月11日は午前10時から生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員政策研究会を、9月14日は午前10時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会改革特別委員会を、その終了後、議員全員協議会を、9月18日は午前10時から議会運営委員会をそれぞれ第1委員会室で開催する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

9月23日は午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

11時51分 散会

(2. 9. 9)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月9日

大竹市議会議長 細 川 雅 子

大竹市議会議員 山 崎 年 一

大竹市議会議員 日 城 究